

|    |   |
|----|---|
| み  | 自 |
| ん  | 治 |
| な  | 基 |
| の  | 本 |
| 条例 |   |

その9

## 自治基本条例を制定しました！

問い合わせ 地域コミュニティ課（☎内線543）

先月号の「第7章市政運営の基本原則」（第25条）に引き続き、「第7章市政運営の基本原則」（第26条）から解説します。

### 第7章 市政運営の基本原則（公益通報）

第26条 市長等は、適法な市

政運営を確保するため、市政運営に係わる違法又は不当な行為について、別に定めるところにより、職員等から行われる通報を受ける体制を整備するとともに、通報者が当該通報を行うことにより、不利益を受けないうような適切な措置を講じな

|                           |                 |                       |             |            |
|---------------------------|-----------------|-----------------------|-------------|------------|
| 条例の構造                     |                 |                       |             |            |
| 前 文                       |                 |                       |             |            |
| 第1章 総則                    |                 |                       |             |            |
| 第1条 目的                    | 第2条 条例の位置付け     | 第3条 定義                | 第4条 自治の基本原則 |            |
| 第2章 市民                    |                 | 第3章 議会                | 第4章 市長等     | 第5章 コミュニティ |
| 第5条 市民の権利                 | 第9条 議会の役割及び義務   | 第11条 市長の役割及び義務        | 第13条 コミュニティ |            |
| 第6条 市民の義務                 | 第10条 議員の役割及び義務  | 第12条 職員の役割及び義務        |             |            |
| 第7条 子どもの権利等               |                 |                       |             |            |
| 第8条 事業者等の役割及び義務           |                 |                       |             |            |
| 第6章 市民参画の原則               |                 |                       |             |            |
| 第14条 情報提供及び情報公開並びに個人情報の保護 | 第16条 住民投票       |                       | 第17条 協働     |            |
| 第15条 市民参画                 |                 |                       |             |            |
| 第7章 市政運営の基本原則             |                 |                       |             |            |
| 第18条 総合計画等                | 第22条 行政評価       | 第26条 公益通報             |             |            |
| 第19条 政策法務                 | 第23条 外部監査       | 第27条 危機管理             |             |            |
| 第20条 財政運営                 | 第24条 審議会等       | 第28条 国及び他の地方公共団体等との連携 |             |            |
| 第21条 組織及び人事政策             | 第25条 パブリック・コメント |                       |             |            |
| 第8章 条例の見直し                |                 |                       |             |            |
| 第29条 条例の見直し               |                 |                       |             |            |

ければならない。

#### 解説

・「公益通報制度」（内部告発制度）とは、市の内部で不正な行為等が行われていることを知った職員はその事実を通報すべきことを定めるものであり、また、それによって通報した職員が不利益を受けることのないよう保護する仕組みのことです。本市では、既にこの仕組みが設けられていますが、その重要性に鑑み、本条文を確認的に規定しています。

#### （危機管理）

第27条 市長等は、市民及び来訪者等の安全を確保し、災害等の発生時に適切かつ迅速に対処するため、防災・減災の基盤整備を行うとともに、危機管理体制を整備しなければならない。

2 市民は、日頃から災害等の発生に備えるとともに、災害等の発生時には、自らの安全を確保するよう努めなければならない。

3 コミュニティは、日頃から地域における防災体制を整え、防災訓練等を行うとともに、災害等の発生時には、地域の中で互いに協力して対処するよう努めるものとする。

4 市長等は、災害等の発生時及びその前後において、市民及び来訪者等の生命、身体及び財産の安全を確保するため、市民、コミュニティ及び関係機関並びに他の地方公共団体及び国と相互に連携し、及び協力しなければならない。

・第1項では、市長等は、水害や地震など様々な災害等の発生時には、市民や来訪者等の安全・安心確保のため、あらかじめ災害対策本部体制の確立や地域防災計画の策定、避難場所の確保など、防災・減災の基盤を整備しておかなければならないことを定めています。

・第2項では、市民は、日頃から非常持ち出し用品を準備したり、避難路を確認しておくなど、自ら災害の発生に備えるとともに、災害等が発生した時は、自らの安全の確保を図らなければならないという「自助」について定めています。

#### 解説

・本条でいう「災害等」とは、台風、地震等の自然災害をはじめ、新型インフルエンザの発生やテロ行為・有事等により、市民の生命、身体及び財産に重大な影響を及ぼす状況を言います。

・災害時には、「自助」「共助」「公助」それぞれの取り組みが非常に重要であるため、第1項から第3項の規定を定めました。

適切に運用されているか及び社会情勢に適合したものか等について、市長等に意見を述べることができる。

2 市長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、この条例が第1条に規定する目的の実現に寄与しているかについて、前項の規定により提出された意見を参考に検証するとともに、市民参画による検討を行うものとする。

3 市長は、前項の市民参画による検討の結果を受けて、条例の見直しについて検討した結果等を、議会に報告するとともに、この条例の見直しが適当であると認めるときは、必要な措置を講じるものとする。

#### 解説

・第1項では、市民が自治基本条例に関する意見を出すことができることを定めています。自治基本条例は、市民自身が活動しながら、その中で出てくる不具合を改善し、より良いものへと市民が主体的に育てていく条例であると考えています。

・第2項では、この条例の実効性を確保するため、条例の規定内容がどのように制度等に反映され、この条例の目的の実現が図られたのかを検証するとともに、その検証結果を市民の参画により検討することを規定しています。

・第3項では、市長が、条例の見直しについて、市民の参画を得て検討し、見直しが必要と認める時には、条例改正案の策定等の必要な措置を行うことを定めています。

すべての人が  
笑顔あふれるまちづくり!!



※市ホームページに「太宰府市自治基本条例手引き」（解説）を掲載しています。

昨年6月1日号から9回にわたり解説いたしました「太宰府市自治基本条例」は、まちづくりの基本となる考え方や、市民、議会、行政それぞれの役割、市民参画の仕組みなどの「自治のルール」を定めたものです。

これからもみんなで互いに協力し、すべての人が笑顔あふれるまちを目指して、まちづくりを進めていきましょ

の推進及び広域的な課題を解決するため、国及び他の地方公共団体並びにその他の必要と認める団体等との積極的な連携に努めなければならない。

#### 解説

・行政需要の多様化、政策課題の広域化等により、市における課題が市単独では有効に解決できず、国及び他の地方公共団体等と連携・協力しなければ解決できない場合も多くなっています。また、消防や水道などにおいても、引き続き、広域的な連携を図る必要があります。さらに、まちづくりの推進を図る上で、NPO等の団体等と協力する必要も高まっています。そこで、本条では、国及び他の地方公共団体、NPO等の団体等と積極的に連携していくべきことを規定しています。

#### 第8章 条例の見直し

（条例の見直し）

第29条 市民は、この条例が

#### （国及び他の地方公共団体等との連携）

第28条 市長等は、行政サービスの向上又はまちづくり

・第3項では、コミュニティである自治会等、また地域の消防団等は、日頃から地域の防災体制を整備し、防災訓練等を行うとともに、災害が起こった場合には、身近な地域の中で市民が互いに助け合うという「共助」について定めています。

・第4項では、市は、災害等が発生した時に、市民や自治会、消防団、警察等の関係機関や、あるいは国、県、他の地方公共団体等と連携・協力し、市民及び来訪者等の安全確保に努めなければならないことを規定しています。

・この第1項と第4項に規定したことが「公助」となります。特に、国内外からの来訪者等の安全確保は、地域住民をはじめ、さまざまな関係機関の連携を図ることが求められます。